（調整）

第七条の三　建設教育訓練助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）、雇保則第百四条第一項に規定する高年齢者職域拡大等助成金（以下「高年齢者職域拡大等助成金」という。）、雇保則第百十条の二第一項に規定する高年齢者等共同就業機会創出助成金（以下「高年齢者等共同就業機会創出助成金」という。）、同項に規定する受給資格者創業支援助成金（以下「受給資格者創業支援助成金」という。）、雇保則第百十条の三に規定する試行雇用奨励金、雇保則第百十二条第一項に規定する地域再生中小企業創業助成金（以下「地域再生中小企業創業助成金」という。）、雇保則第百十三条第一項に規定する通年雇用奨励金（以下「通年雇用奨励金」という。）、雇保則第百十八条第一項に規定する中小企業人材確保推進事業助成金（以下「中小企業人材確保推進事業助成金」という。）、訓練等支援給付金（雇保則第百二十五条第二項第一号イ及びロに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）を除く。）、雇保則第百二十五条第一項に規定する中小企業雇用創出等能力開発助成金（以下「中小企業雇用創出等能力開発助成金」という。）、雇保則附則第十五条に規定する中小企業緊急雇用安定助成金、雇保則附則第十五条の九に規定する若年者等正規雇用化特別奨励金、雇保則附則第十五条の十に規定する実習型試行雇用奨励金、雇保則附則第十五条の十一に規定する正規雇用奨励金又は建設雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、建設教育訓練助成金は支給しないものとする。

2　建設教育訓練助成金（前条第二項第二号イの場合に係るものを除く。）の支給を受けることができる者が、同一の事由により、広域団体認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた場合には、当該支給事由によっては、建設教育訓練助成金（前条第二項第二号イの場合に係るものを除く。）は支給しないものとする。

3　建設雇用改善推進助成金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、高年齢者職域拡大等助成金、雇保則第百四条第一項に規定する高年齢者雇用確保充実奨励金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、雇保則第百十八条第一項に規定する介護労働者設備等導入奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金、雇保則第百十八条の三第一項に規定する精神障害者雇用安定奨励金（同条第六項第三号、第四号又は第五号に該当する事業主に係るものに限る。）若しくは広域団体認定訓練助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、建設雇用改善推進助成金は支給しないものとする。

（国等に対する不支給）

第七条の四　第七条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、建設教育訓練助成金及び建設雇用改善推進助成金は、国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五　第七条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、建設教育訓練助成金及び建設雇用改善推進助成金は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

附則第二項を削る。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十六条第四項を削る。

第二章　経過措置

（廃止法附則第二条第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）附則第二条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは沖縄北部雇用能力開発総合センターが行う職業訓練の援助とする。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う積立金の処分に関する経過措置）

第十二条　廃止法附則第二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十四条第一項の積立金の処分については、第一条の規定による廃止前の能開機構財会省令（以下「旧能開機構財会省令」という。）第二十九条の規定は、なおその効力を有する。

2　廃止法附則第二条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法第十四条第一項の積立金の処分については、旧能開機構財会省令第二十九条の規定は、なおその効力を有する。

（廃止法附則第三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの等）

第十三条　廃止法附則第三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第三項第一号に規定する宿舎とする。

2　廃止法附則第三条第六項第一号の厚生労働省令で定めるものは、廃止法附則第二条第二項第三号に規定する業務のために必要な備品とする。

3　廃止法附則第三条第六項第二号の厚生労働省令で定めるものは、廃止法附則第二条第二項第四号に規定する業務のために必要な備品とする。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の労働条件の内容となるべき事項）

第十四条　廃止法附則第十五条第一項（廃止法附則第十八条の規定により準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「高齢・障害者雇用支援機構等」という。）が提示する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構等」という。）の労働条件の内容となるべき事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第七号から第十四号までに掲げる事項については、高齢・障害者雇用支援機構等がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りではない。

一　労働契約の期間に関する事項

二　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

三　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

四　賃金（退職手当及び第八号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

五　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険の適用に関する事項

六　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

七　退職手当の定めが適用される職員の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

八　臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び次に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

イ　一箇月を超える期間の出勤成績によって支給される精勤手当

ロ　一箇月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当

ハ　一箇月を超える期間にわたる事由によって算定される奨励加給又は能率手当